

平成26年7月22日

筑波大学

### 本学元教員の研究不正に関する処分の検討結果について

このたび筑波大学では、平成26年3月31日に研究不正として公表した案件について、下記のとおり懲戒処分相当であるとの結論に達しましたので、お知らせします。

なお、下記の両名は、既に本学を退職していることから、本学における懲戒処分の効力は発生しません。

#### 記

村山 明子……………諭旨解雇相当

(元生命環境系講師・平成25年8月31日退職)

柳澤 純……………停職6月相当

(元生命環境系教授・平成26年3月31日退職)

#### 【学長コメント】

本学は、基礎科学と応用科学の諸分野において、世界水準の優れた研究活動を行う大学を目指しています。

このため、研究活動を行うに当たっては、より高い倫理観を持って従事することが求められ、研究不正に対しては厳しく対処しています。

今後とも、研究活動における不正行為の再発を防止するため、研究者倫理及び不正行為防止について再度徹底し、更なる意識改革を行ってまいります。